

観光庁研修テキスト（第1版） 正誤表

番号	訂正箇所	誤	正
①	P3 左段	(2) 業務独占の廃止 改正法により、旧通訳案内士法第三十六条「通訳案内士でない <u>もの</u> の業務の制限」（通訳案内士でない者は、報酬を得て、通訳案内を業として行つてはならない。）が削除された。	(2) 業務独占の廃止 改正法により、旧通訳案内士法第三十六条「通訳案内士でない <u>者</u> の業務の制限」（通訳案内士でない者は、報酬を得て、通訳案内を業として行つてはならない。）が削除された。
②	P4 右段	改正法案において、試験科目に「1. 外国語、2. 日本地理、3. 日本歴史、4. 産業、経済、政治及び文化に関する一般常識」の現行4 <u>項目</u> に加え、「通訳案内士の実務に関する <u>項目</u> 」を追加することで、旅程の管理に関する基礎的な <u>項目</u> や外国人ごとの生活文化への対応、災害発生時等における適切な対応などについて、試験において問うように法律上明記すべきである。」	改正法案において、試験科目に「1. 外国語、2. 日本地理、3. 日本歴史、4. 産業、経済、政治及び文化に関する一般常識」の現行4 <u>科目</u> に加え、「通訳案内士の実務に関する <u>科目</u> 」を追加することで、旅程の管理に関する基礎的な <u>科目</u> や外国人ごとの生活文化への対応、災害発生時等における適切な対応などについて、試験において問うように法律上明記すべきである。」
③	P8 右段	(3) 罰則 登録を受けずに旅行業を営んだ者には、1年以下の懲役 <u>又は</u> 100万円以下の罰金 <u>又は</u> その両方が科せられる。	(3) 罰則 登録を受けずに旅行業を営んだ者には、1年以下の懲役 <u>若しくは</u> 100万円以下の罰金 <u>又は</u> その両方が科せられる。
④	P9 左段	なお、登録を受けずに、旅行サービス手配業を営んだ者には、1年以下の懲役 <u>又は</u> 100万円以下の罰金 <u>又は</u> その両方が科せられる。	なお、登録を受けずに、旅行サービス手配業を営んだ者には、1年以下の懲役 <u>若しくは</u> 100万円以下の罰金 <u>又は</u> その両方が科せられる。
⑤	P18 右段	・協働組合 <u>として</u> の依頼	・協同組合 <u>から</u> の依頼
⑥	P24 左段	線状に <u>進む</u> のですが、横断歩道の前では点状になっています。	線 <u>上</u> に進むのですが、横断歩道の前では点状になっています。
⑦	P40 右段	・従価料金：15万円を超える手荷物や <u>見回品</u> 等の賠償 <u>保証</u> の場合	・従価料金：15万円を超える手荷物や <u>身回品</u> 等の賠償 <u>補償</u> の場合

番号	訂正箇所	誤	正
⑧	P52 左段	(2) 情報の整理 ① 地図 ・ <u>道路地図・交通地図を使い、行程のルート、立ち寄り場所の位置と行き方を確認する。</u> ・地図は、最大の情報源であり、地図には、様々な情報が潜んでいる。国土地理院のマップから、高度差、針葉樹か広葉樹か、がけ地等を読み取ることができる。 ・間違えやすい地名の読み方を確認する。	(2) 情報の整理 ① 地図 (削除) ・地図は、最大の情報源であり、地図には、様々な情報が潜んでいる。国土地理院のマップから、高度差、針葉樹か広葉樹か、がけ地等を読み取ることができる。 ・間違えやすい地名の読み方を確認する。
⑨	P66 左段	図2 カーラーの <u>生命</u> 曲線	図2 カーラーの <u>救命</u> 曲線
⑩	P69 左段	この JNTO の HP の特色は、医療施設のリストだけではなく、受診方法、主な症状と診療科目、海外旅行保険、 <u>多国語</u> （日本語の他、英語、中国語、韓国語、タイ語）による医療施設の利用ガイドを掲載していることである。	この JNTO の HP の特色は、医療施設のリストだけではなく、受診方法、主な症状と診療科目、海外旅行保険、 <u>多言語</u> （日本語の他、英語、中国語、韓国語、タイ語）による医療施設の利用ガイドを掲載していることである。
⑪	P71 左段	PC 版 : http://www.jnto.go.jp/safety-tips/pc/index.html スマートフォン版 : http://www.jnto.go.jp/safety-tips/mobile/	サイト URL (英語) : https://www.jnto.go.jp/safety-tips/eng/
⑫	P76 左段	「通訳案内士による自家用車を用いた通訳案内行為について」(<u>平成 29 年 8 月 14 日付け自旅第 75 号</u>)	「通訳案内士による自家用車を用いた通訳案内行為について」(<u>国自旅第 75 号 平成 29 年 8 月 14 日</u>)
⑬	P83 右段	(2) 訪日外国人旅行者の文化の多様化 イスラム圏をはじめ、訪日外国人旅行者の文化的多様性が増大している。なかでも、インドネシアは人口の 88%、マレーシアは人口の <u>67%</u> がムスリム（イスラム教徒）であるといわれており、	(2) 訪日外国人旅行者の文化の多様化 イスラム圏をはじめ、訪日外国人旅行者の文化的多様性が増大している。なかでも、インドネシアは人口の 88%、マレーシアは人口の <u>61%</u> がムスリム（イスラム教徒）であるといわれており、

番号	訂正箇所	誤	正																																														
⑭	P85 右段	・魚食を禁忌とする宗教（ヒンドゥー教、ジャイナ教）やベジタリアンのお客様には、動物性食品の出汁を使用することはできない。	・魚食を禁忌とする宗教（ヒンドゥー教、ジャイナ教）や <u>一部の</u> ベジタリアンのお客様には、動物性食品の出汁を使用することはできない。																																														
⑮	P92 左段	2) 身体を清める 手（ひじまで）・口・鼻・顔・腕・髪・足（ひざまで）を流水で清める。	2) 身体を清める 手（ひじまで）・口・鼻・顔・腕・髪・足（くるぶしまで）を流水で清める。																																														
⑯	P98 左段	イエスを救世主として信じる宗教である。聖典は「聖書」（旧訳、新訳）である。	イエスを救世主として信じる宗教である。聖典は「聖書」（旧約、新約）である。																																														
⑰	P103 右段	表1 主な国、地域別のベジタリアンの比率 <table border="1"> <thead> <tr> <th>国、地域</th> <th>人口に占めるベジタリアンの比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>インド</td><td>40.0%</td></tr> <tr><td>香港</td><td>25.0%</td></tr> <tr><td>台湾</td><td>14.0%</td></tr> <tr><td>イギリス</td><td>12.0%</td></tr> <tr><td>オーストラリア</td><td>8.4%</td></tr> <tr><td>カナダ</td><td>8.0%</td></tr> <tr><td>イタリア</td><td>7.1%</td></tr> <tr><td>ドイツ</td><td>6.0%</td></tr> <tr><td>フランス</td><td>5.0%</td></tr> <tr><td>日本</td><td>4.7%</td></tr> <tr><td>スペイン</td><td>4.0%</td></tr> <tr><td>ロシア</td><td>4.0%</td></tr> <tr><td>中国</td><td>3.7%</td></tr> <tr><td>アメリカ</td><td>3.4%</td></tr> </tbody> </table>	国、地域	人口に占めるベジタリアンの比率	インド	40.0%	香港	25.0%	台湾	14.0%	イギリス	12.0%	オーストラリア	8.4%	カナダ	8.0%	イタリア	7.1%	ドイツ	6.0%	フランス	5.0%	日本	4.7%	スペイン	4.0%	ロシア	4.0%	中国	3.7%	アメリカ	3.4%	表1 主な国、地域別のベジタリアンの比率 <table border="1"> <thead> <tr> <th>国、地域</th> <th>人口に占めるベジタリアンの比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>インド</td><td>約40%</td></tr> <tr><td>台湾</td><td>約13%</td></tr> <tr><td>イタリア</td><td>約10%</td></tr> <tr><td>スウェーデン</td><td>約10%</td></tr> <tr><td>ドイツ</td><td>約9%</td></tr> <tr><td>中国</td><td>約5%</td></tr> <tr><td>アメリカ</td><td>約3%</td></tr> </tbody> </table>	国、地域	人口に占めるベジタリアンの比率	インド	約40%	台湾	約13%	イタリア	約10%	スウェーデン	約10%	ドイツ	約9%	中国	約5%	アメリカ	約3%
国、地域	人口に占めるベジタリアンの比率																																																
インド	40.0%																																																
香港	25.0%																																																
台湾	14.0%																																																
イギリス	12.0%																																																
オーストラリア	8.4%																																																
カナダ	8.0%																																																
イタリア	7.1%																																																
ドイツ	6.0%																																																
フランス	5.0%																																																
日本	4.7%																																																
スペイン	4.0%																																																
ロシア	4.0%																																																
中国	3.7%																																																
アメリカ	3.4%																																																
国、地域	人口に占めるベジタリアンの比率																																																
インド	約40%																																																
台湾	約13%																																																
イタリア	約10%																																																
スウェーデン	約10%																																																
ドイツ	約9%																																																
中国	約5%																																																
アメリカ	約3%																																																
⑱	P106 左段	② <u>厚生労働省</u> が表示義務等を規定している品目 厚生労働省では、症状の重篤さ、発症頻度の高さを踏まえ、以下の食品の表示義務等について規定している。	② <u>消費者庁</u> が表示義務等を規定している品目 消費者庁では、症状の重篤さ、発症頻度の高さを踏まえ、以下の食品の表示義務等について規定している。																																														
⑲	P106 左段	【表示が奨励されている <u>18 品目</u> 】 あわび、いか、いくら、オレンジ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン	【表示が奨励されている <u>20 品目</u> 】 あわび、いか、いくら、オレンジ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン、 <u>ごま、カシューナッツ</u>																																														

番号	訂正箇所	誤	正				
⑳	P106 右段	<コラム> ピーナッツアレルギー ピーナッツ（落花生）は、アレルギー症状が重篤であることが知られており、前掲の厚生労働省が表示を義務付けている5品目にも含まれている。	<コラム> ピーナッツアレルギー ピーナッツ（落花生）は、アレルギー症状が重篤であることが知られており、前掲の消費者庁が表示を義務付けている7品目にも含まれている。				
㉑	P114 左段	なお、各国の特徴に関するコメントの冒頭記号の判例は、以下の通りである。	なお、各国の特徴に関するコメントの冒頭記号の凡例は、以下の通りである。				
㉒	P126 右段	<table border="1"> <tr> <td>Single Supplement</td> <td>一人部屋追加料金のこと。シングルルームやダブルルームを一人で使用する場合に追加される。</td> </tr> </table>	Single Supplement	一人部屋追加料金のこと。シングルルームやダブルルームを一人で使用する場合に追加される。	<table border="1"> <tr> <td>Single Supplement</td> <td>一人部屋追加料金のこと。ツインルームやダブルルームを一人で使用する場合に追加される。</td> </tr> </table>	Single Supplement	一人部屋追加料金のこと。ツインルームやダブルルームを一人で使用する場合に追加される。
Single Supplement	一人部屋追加料金のこと。シングルルームやダブルルームを一人で使用する場合に追加される。						
Single Supplement	一人部屋追加料金のこと。ツインルームやダブルルームを一人で使用する場合に追加される。						
㉓	P128	作者人格権	著作者人格権				
㉔	P128	（公益財団法人著作権情報センターHPより改変 http://www.cric.or.jp/qa/hajime/hajime2.html ）	（公益社団法人著作権情報センターHPより改変 http://www.cric.or.jp/qa/hajime/hajime2.html ）				
㉕	P129	（公益財団法人著作権情報センターHPより改変 http://www.cric.or.jp/qa/hajime/hajime1.html ）	（公益社団法人著作権情報センターHPより改変 http://www.cric.or.jp/qa/hajime/hajime1.html ）				
㉖	P129	（公益財団法人著作権情報センターHPより改変 http://www.cric.or.jp/qa/hajime/hajime3.html ）	（公益社団法人著作権情報センターHPより改変 http://www.cric.or.jp/qa/hajime/hajime3.html ）				
㉗	P130	（公益財団法人著作権情報センターHPより改変 http://www.cric.or.jp/qa/hajime/hajime7.html ）	（公益社団法人著作権情報センターHPより改変 http://www.cric.or.jp/qa/hajime/hajime7.html ）				
㉘	P138	<ul style="list-style-type: none"> ・強く（胸が少なくとも5cm沈むまで） ・速く（少なくとも毎分100回のテンポで） ・絶え間なく 	<ul style="list-style-type: none"> ・強く（胸が約5cm沈むまで） ・速く（毎分100回～120回のテンポで） ・絶え間なく 				

2019.07.09 追加

※訂正箇所のページ数は、観光庁研修テキスト（第一版）に準拠。